

令和 7 年度 （第 59 回）

島本町文化祭 募集案内

文化祭において、日頃の活動成果の発表の場として出展する、個人団体を募集します。
この募集案内をお読みのうえ、申込書に必要事項を記入し、申込期間内に提出してください。

参加部門(製作) 募集案内

募集内容

製作関係.....手作り教室(全年齢対象の有料の製作指導)など 製作・展示以外.....講演・ビデオ上映・その他の体験など
--

開催日時 令和 7 年 11 月 2 日(日) 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで、と
3 日(祝) 午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

申込資格 町内在住・在勤・在学の方

申込期間 令和 7 年 9 月 4 日(木)から令和 7 年 9 月 11 日(木)の間の平日
午前 9 時から午後 5 時 30 分
※ 締切り厳守 上記期間外は原則受付しませんので、ご注意ください。

提出先 役場 1 階 教育こども部 生涯学習課

説明会

令和 7 年 10 月 2 日(木) 午後 7 時から ふれあいセンター3 階 第四学習室
(1) 出展内容を把握し、内容について決定権を持った方が出席してください。
(2) 欠席の場合、出展を辞退されたものとみなします。

注意事項

- (1) 各部門とも準備等への協力(協力員の選出など)をお願いします。
- (2) 申込時にご記入いただいた個人情報等は、島本町文化祭事業実行委員会により適切に運用・保管します。また、島本町文化祭事業の運営に関することにのみ使用し、第三者に提供することはありません。

問い合わせ先

文化祭事業実行委員会(担当:生涯学習課) ☎962-0792 / Fax 962-0611

【全部門共通注意事項】

- (1) 参加できるのは、島本町に在住・在勤・在学の方に限ります。
- (2) 特定の政党の利害に関すること及び特定の候補者を支持するための出展は禁止します。
- (3) 特定の宗教、教派・宗派若しくは教団を支持・支援するための出展は禁止します。
- (4) 特定の主義主張の浸透を図る目的の出展は禁止します。
- (5) 入会の勧誘(チラシの配布等を含む)は禁止します。(ただし、教室名・連絡先などの掲示は可とします)
- (6) 寄付・募金集め等は禁止します。
- (7) 営利を目的とした出展は禁止します。
- (8) 申込内容については、文化祭事業実行委員会で精査します。
- (9) 個人・団体に関わらず、会場の準備・設営・後片付け・部屋(スペース)の原状復帰までのご協力をお願いします。
- (10) 参加者説明会は、10 月 2 日(木) 19 時より、
募集案内と、この注意事項説明書を持参のうえ、必ず出席してください。
- (11) ふれあいセンターへの入室について
入場が午後 8 時 30 分より早いと、生涯学習課の担当者と同伴入場が条件です。
生涯学習課の担当者に事前に連絡してください。

募集案内と、この注意事項説明書を持参のうえ、必ず出席してください。

【参加部門応募時の注意事項】

(参加部門内共通注意事項)

- (1) 会場設営の関係から、団体及び個人に関わらず、展示作品数並びに展示場所を調整します。
- (2) ふれあいセンター内では、壁等へのテープの使用は禁止されています。
あらかじめご承知ください。
- (3) 当日は、部門長の指示に従って運営してください。
- (4) 出展者の会場での入会の勧誘は禁止します。
(ただし、教室名・連絡先等の掲示は可とします)
- (5) 申込書と同時に、「文化祭参加部門協力員届」を必ずご提出ください。
- (6) 個人・団体に関わらず、会場の準備・設営・後片付け・部屋(スペース)の現状復帰までのご協力をお願いします。
- (7) 各部屋には定員を設定しています。在籍者は定員以下にしてください。
- (8) 参加部門では、音楽(歌・楽器の演奏など)は禁止です。
- (9) 軽体育室の床等を損傷させた場合は、復元していただきます。

(展示の注意事項)

- (1) 展示品は手作りの作品に限ります。(例、絵画、写真、トールペイント 等)
- (2) 展示品については、開催期間中そのままの状態置いていただける作品に限ります。
期間中の作品の持ち帰りは禁止します。
- (3) ガラス・アクリル等のケース入り作品は受け付けいたしません。
(ただし、絵画・写真等のガラス入りの額はその限りではありません)
- (4) 展示品等は、各自の責任において搬入・搬出・管理を行ってください。
- (5) 展示等は、参加部門長の指示に従い、出展者が行ってください。
- (6) 貴重な出品物は、開催中、各出展者で管理してください。
万一、破損等が生じても、実行委員会はその責を負いません。
- (7) 出展者の会場での作品の販売は禁止します。

(製作及び体験など)

- (1) 参加費が生じる催しを行う方は、実施後、収支決算報告書を 11 月 17 日(月)までに
役場 1 階生涯学習課窓口まで提出してください。